

平成26年（く）第24号 即時抗告申立事件
申立人 守 大 助

補 充 意 見 書

2017（平成29年）年3月23日

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

申立人弁護士 阿 部 泰 雄

同 佐 藤 正 明

同 小 関 眞

同 野 呂 圭

同 堀 井 実千生

外

1 はじめに

本補充意見書は、新たな観点で北陵クリニック事件の核心に迫り、
検察の事件性立証が端からかなわぬ夢だったことを明らかにする。

結論を述べると、検察官は、事件性の「立証責任」の以前の段階
にある「主張責任」を果たしていなかった、換言すると、検察官の
主張それ自体が失当であった、失敗だったということである。

以下の論述は、不要な用語や固有名詞、紛らわしい表現をできる
だけ排除して、事の本質と核心を端的に示すように努めている。

2 確定審での検察官の事件性の主張

確定審における小6女児の事件に関する検察官の主張を整理する
と以下のとおりである。

- ① 本件は「誰かが小6女児の点滴に筋弛緩剤ベクロニウム（標品
名マスキュラックス）を混入したという殺人未遂事件」である。

- ② 殺人未遂事件と断定できる根拠は、小6女児の保存血液の中にベクロニウムの含有が証明されている点にある。
- ③ 女児の血液中にベクロニウムが存在するといえる根拠は、警察鑑定で、科学的原理に基づいた分析装置により女児血液から信号X (m/z 258) が検出されたことにある。
- ④ 警察鑑定は、女児の血液中のベクロニウムを証明し、鑑定嘱託事項「ベクロニウムの含有の有無」に回答している。鑑定の目的を達成したから、それ以上の検討は行なっていない。
- ⑤ 血液等の鑑定資料については、警察の鑑定で全量を消費した。

3 検察官の主張責任と立証責任を峻別せよ

弁護人は、2015年（平成28年）1月18日付補充意見書で、「確定判決の事件性証明の構造と論理は以下のとおりである。」として、以下の記述をしていた。そのまま引用する。

- ①ベクロニウムを質量分析するとXイオン (m/z 258) が出てくる（土橋鑑定もベクロニウムの標品から出している）。
- ②土橋が鑑定資料（血液・点滴溶液）の質量分析をしたところ、Xイオン (m/z 258) を出している。
- ③「鑑定資料中のベクロニウムの含有」が証明された、何者かが筋弛緩剤マスキュラックスを投与した事件だと認定できる。

以上の事件性証明の構造と論理は、三段論法であり、この論法が成り立つためには、測定作業に相当する②の小前提の資料鑑定が真実であることを科学的に証明する以前に、まず物差しに相当する①の大前提の標品鑑定が真実であることの科学的証明が必須となる。裏を返せば、①の大前提の標品鑑定が真実と科学的に証明できなければ、土橋鑑定はそれだけで全て崩壊することになる。」と。

そして、上記の補充意見書の結論として「確定判決の事件性認定の批判の要点は、土橋鑑定の対比鑑定の批判に尽きており、本件の核心は土橋標品鑑定論と証明論である。」と記述していた。

今、本件土橋鑑定の本質と核心を突き詰めると、本当の三段論法

は以下のとおりとなる。そこには土橋という固有名詞は必要ない。

- ①大前提 (質量)分析で信号X (m/z 258)が(特異的に)観察される物質の中には、ベクロニウムが含有されている。
- ②小前提 鑑定資料(血液等)は(質量)分析により(特異的に)信号X (m/z 258)が観察される物質(のひとつ)である。
- ③結論 「鑑定資料中のベクロニウム存在」が証明されている。つまり、何者かが筋弛緩剤を投与した事件であると認定できる。

科学に固有名詞は不要である。警察鑑定から16年経た今日でも、「標品からの信号X検出」を実証した者は誰一人としていない。

上記の本当の三段論法で、①は、万人が理解できる科学的真理の問題で、検察官が果たさなければならない主張責任の問題であり、②は、鑑定資料の分析により信号Xが観察されるかという科学立証の問題であり、分析専門家であれば土橋でなくてもよいのである。

主張責任と立証責任を峻別せよということになる。

そうすると、確定判決の事件性認定の批判の要点は、科学立証の前提として「信号Xがベクロニウム含有の証しの特異的信号であると主張できるのか」という検察官の主張責任論にあったのである。

主張責任と立証責任の峻別が警察鑑定の非科学性を鮮明にする。

4 法曹三者は「土橋鑑定」に騙されていた

(1) 標品との対比鑑定とした土橋鑑定の組立てに騙された

土橋鑑定の組立ては、350回もの分析の都度、同条件の装置で鑑定資料から信号Xを、標品からも信号Xを検出したという、標品との対比鑑定である。科学の原理原則に疎かった法曹三者は、この科学的にも不可解な構造・組立てに騙されたのである。

標品分析で毎回違った信号が出てくる可能性を懸念しなくてはならないような再現性のない実験は、もはや科学とはいえない。

誰が分析しても標品から信号Xが観察されるといえるのであれば土橋自身が標品から信号Xを検出する必要は一切なかった。

ところが実際には「標品からの信号X検出」という虚構がいかにも重要であるかのように見せかけるため、350回もの測定を繰り返

返した虚構の重層により、あたかも土橋が普遍的妥当性を証明したかのように偽装したのである。法曹三者はこの偽装にまんまと乗せられてしまい、検察官が「誰が分析しても標品から信号Xが観察される」と主張する責任を果たさなかったことを見逃したのである。

要するに、検察官は「信号Xがベクロニウムの特異的性質」と主張し、「鑑定資料から信号Xが検出されること」を立証すればよい、のである。標品との対比鑑定はまったく必要なかったのである。

(2) 「分解物の検査を試みていない」に騙された

土橋鑑定の虚構の核心は「標品からの信号X検出」である。分解物は一切関係ない。土橋は「分解物は検査してない」というのであるから、分解物にあれこれと付き合う必要は全くなかった。

ところが「分解物の検査を試みていない」と言われると、弁護人の中でも分解物云々の議論が行われることになり、弁護人の注意を核心から逸らせて土橋鑑定の嘘を隠す効果をもたらしたのである。

弁護人は確定1審で「信号Xはベクロニウムのみから得られるのか、分解物からも得られるのか・・・」と弁論していたのである。

分解物など検察も主張していないし、また実証実験データもないのであるから、これを云々する必要など全くなかったのである。

(3) 信号Xの選択の仕方に騙されていた

土橋鑑定は、信号Xを「ベクロニウムのエレクトロスプレーイオン化におけるベースピークイオン」とした。法曹三者は土橋は当然ベースピークイオンとして観察される点を確認したものと考えた。そこでベースピークイオンを示す実験データの提出を迫ると、検察官は最高裁答弁書で初めて、信号Xだけ選択したからその実験データはないとした。このように土橋は一貫して実験データを出さない、否、出せないことをごまかしていた。実験データは今も出てこない。科学のかけらもない鑑定であることを自ら白状しているに等しい。

5 土橋が自ら陥った分析の論理矛盾と破綻～「判っていたのに判らない」「判らないのに判っていた」矛盾～

土橋は、鑑定資料を調べて信号Xを観察したという。これだけで

は判らないから、標品のベクロニウムを調べたところ信号Xが観察され、対比で鑑定資料中のベクロニウムの含有を証明したとする。

この分析の仕組みは、指紋鑑定やDNA鑑定で対照の指紋や対照物件のDNAと同じか否かを対比して調べるのと同じ方法である。

ところが、土橋は、鑑定資料についても、標品についても、信号Xだけを狙い打ちにし、信号Xだけを選択して調べることによって信号Xが観察されたとしている。

分析の始めから「信号Xだけしか見ようとしなない」その手口は、確定審の最高裁段階で検察官の答弁書によって初めて明かされた。これを隠蔽と言わずしてなんとおもうか。なぜ隠蔽したのか。それは「信号Xだけしか見ようとしなかった」手口が決定的に分析方法の矛盾を示すことになるからである。

「自分は鑑定資料から出た信号Xがベクロニウムの特異的信号とは判らなかつたから標品と対比したが、予め信号Xがベクロニウムの特異的信号と判っていたから標品の分析で信号Xに絞り込んだ」

これが土橋の手口が暴露している矛盾である。

これはいわば「判っていたのに判らない」「判らないのに判っていた」という論理矛盾丸出しの分析である。

鑑定資料は絶対に中身を見せたくないからスキャン（走査）分析を避けたし、標品のベクロニウムについては信号Xが観察されないことを知っていたからスキャン（走査）分析を避けた。鑑定資料と標品のいずれにおいても実証実験データがない理由はこれである。

土橋鑑定の正体は今やあからさまになっていると言ってよい。

6 結論

信号X (m/z 258) はベクロニウムの特異的な性質ではない。 m/z 557または m/z 279こそ、世界中の研究者が認めるベクロニウムの特異的な性質を示した実験データである。

よって、ベクロニウムから信号Xが検出されるとの主張を前提に、小6女児の血液からベクロニウムを検出したとすることや、本件に事件性があると主張することは、そもそも成り立たない、できないことであった。

刑事裁判では検察官に主張と立証の責任があり、裁判は検察官が

主張する犯罪事実の提示で始まる。本件を事件と断定した検察官の主張は筋弛緩剤ベクロニウムから信号X (m/z 258) が特異的に検出される点に依存している。

だがそのような科学的事実はない。

必然的に検察官の主張自体が失当となる。

本件は警察鑑定云々という立証レベルの前の段階の、検察の主張自体がそもそも科学的に成り立たないという事案だったのである。

検察は土橋鑑定に騙され、鑑定による証明の前提たる科学的事実が成り立たないこと、「ベクロニウムから信号Xが観察されない」点を見逃し、主張責任を果たしていないことに気がつかなかった。

そして確定審の各裁判所も騙されていたのである。

よもや再審裁判所が騙されることがあってはならない。

速やかに然るべき事実調べをして再審の開始を決定されたい。

以上